

資産マネジメント第3期実施方針 策定の方向性に関する確認事項

第1回懇談会（令和2年7月28日開催）にて議題とした、「第3期実施方針取組の方向性（案）について」にていただいたご意見、及びその後の懇談会でいただいたご意見等を基に、資料3のとおり、内容の検討を進めてまいりました。

特に以下の3点を第3期実施方針策定の方向性（以下、「方向性」といいます。）として示すべきと考えておりますが、方向性として示すにあたり、以下の点についてご意見・ご助言いただければと考えております。

1 第3期取組期間（10年間）だけでなく、さらに先（2050年頃）を見据えた方針とすること

（1）第3期実施方針の位置付けの整理

いただいたご意見を踏まえ、第3期実施方針を、第3期取組期間（2030年頃まで）よりさらに先を見据えた方針として、再度位置づけを整理いたしました。

具体的には、資料3の2ページ目に記載したとおり、「長期的（30年程度）に目指すべき姿」「中期的（10年程度）にすべきこと」「短期的（4年程度）にすべきこと」をそれぞれ位置づけ、「機能とハコ（施設）の切り離しによる、適切な行政機能の提供」を目指すべき姿としています。

こうした整理の仕方、及び長期的に目指すべき姿などについて、ご意見・ご助言をいただければと存じます。

（2）第2期取組期間の取組を踏まえた、第3期取組期間以降の取組

①施設の長寿命化

現在の第2期取組期間は、「施設の長寿命化」を重点的取組とし、「全ての施設について長寿命化に配慮した取組を実施」することを目標とし、取組を推進しているところです。

目標耐用年数を60年以上（市営住宅は70年以上、学校は80年以上）とし、各施設における長寿命化を推進してきたところですが、設備（配管等）に関する長寿命化や、社会状況を踏まえたバリアフリー化等の推進が今後の課題と認識しています。こうした課題も含め、第3期取組期間、及びそれ以降において施設の長寿命化を推進するにあたり、方向性に記載すべき要素について、ご意見・ご助言をいただければと存じます。

②資産保有の最適化

第2期取組期間においては、「将来の財政状況等を見据えた建築物総量の管理」を目標とし、資産保有の最適化の取組を推進しているところです。

公設保育所の民設民営手法等への移行の推進等により、市の建築物総量を減らすなど資産保有の最適化を進めてきたところですが、人口増加に伴う市民ニーズへの的確な対応を図るため、

建築物総量は増加を続けています。

こうした状況を踏まえ、方向性では建築物総量の適正管理により焦点を当て、増加を抑制する取組を推進する必要があることを打ち出すべきと考えていますが、こうした打ち出し方などについて、ご意見・ご助言をいただければと存じます。

2 施設白書の分析（コスト・利用状況）により明らかとなる、施設分類ごとの課題へ対応するための取組の推進

資料3の3ページ目に記載したとおり、「資産マネジメント第3期実施方針 策定の方向性」では、定量的なデータを基とした施設分類ごとの利用状況やコスト情報を分析することにより、施設分類別の現状と課題を示すとともに、令和4年度からの第3期取組期間において、課題へ対応するための取組を推進する旨を示す予定です。

市民活動施設等について利用者一人あたりや平米あたりのコストなどを活用し分析することを想定しており、分析の対象としては主に市民利用施設を想定していますが、方向性において、こうした施設分類別の現状と課題を示すための分析手法、分析の対象とする施設分類の範囲などについて、ご意見・ご助言をいただければと存じます。

また、将来的には施設分類別のみではなく、プール、体育館、ホールなど施設の機能別についても横串を刺して分析していく必要があると考えていますが、こうした機能別分析の手法や他に対象とすべき機能について、ご意見・ご助言をいただければと存じます。

3 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「新しい生活様式」への対応が進む中、テレワークやオンライン会議の利用拡大、社会のデジタル化が急速に進んでいます。

第3期実施方針においても、こうした新型コロナウイルス感染症拡大への対応を第3期実施方針策定の方向性として打ち出す必要があると考えております。デジタル化に伴う要素として、例えば、行政手続のオンライン化推進により施設の使われ方（利用状況）が変わることで、将来的に公共施設が備えるべき機能が変わる可能性があることやシステムにより公共施設の利用状況の把握が可能となることなどが考えられますが、こうした要素を踏まえた第3期実施方針における打ち出し方について、ご意見・ご助言をいただければと存じます。